

平成15年12月17日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	12 番	岩吉泰彦
2 番	伊東茂	13 番	井手常道
3 番	福井正	14 番	青木幸平
4 番	水頭喜弘	15 番	中村清
5 番	橋爪敏	16 番	谷口良隆
6 番	山口瑞枝	17 番	中島邦保
7 番	中村雄一郎	18 番	吉田正明
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	坂本博昭
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市長	桑原 允彦
助役	出村 素明
収入役	井手 口馨
総務部長	唐島 稔
市民部長	矢野 正
産業部長	山口 賢治
建設環境部長	江頭 毅一郎
企画課長	北村 建治
総務課長	山本 克樹
財政課長	藤田 洋一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長	正 宝 典子
税務課長	西本 勝次
福祉事務所長兼 老人福祉センター所長	峰 松 光夫
保険健康課長	平尾 弘義
農林水産課長	中橋 孝司郎
商工観光課長	北御門 敏則
都市建設課長	中川 宏
環境下水道課長	藤家 敏昭
水道課長	井手 讓二
会計課長	森 久幸
教育長	小野原 利幸
教育次長兼庶務課長	北村 和博
生涯学習課長兼中央公民館長	中村 博之
同和対策課長兼 生涯学習課参事	田 中 義明
農業委員会事務局長	武藤 竹美
監査委員	江 口 徹

---

## 平成15年12月17日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- |      |        |   |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第74号 | 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について（質疑、討論、採決）        |
| 日程第2 | 議案第75号 | 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第3 | 議案第76号 | 平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）  |
| 日程第4 | 議案第77号 | 平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第4号）について（質疑、討論、採決）    |
| 日程第5 | 議案第78号 | 杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約について（質疑、討論、採決）      |

---

### 午前10時 開議

#### ○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

#### 日程第1 議案第74号

#### ○議長（小池幸照君）

日程第1．議案第74号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

#### ○財政課長（藤田洋一郎君）

おはようございます。議案第74号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

議案書につきましては20ページでございますが、別冊の平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）で御説明いたします。

今回の補正につきましては、保育所運営費など民生費関係の扶助費の確定見込みによる補正を初め、国、県補助事業、単独事業などの事業費確定や、確定見込みに伴う増減調整などを中心に編成をいたしております。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条第1項 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 179,624千円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ11,952,607千円といたしております。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその金額は、2ページから7ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条 地方債の変更は、8ページの「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

2ページから7ページまでの説明は省略いたしまして、8ページをごらんください。

第2表 地方債補正につきましては、8月末に大雨が降りまして、農地農業用施設で4カ所、土木施設で1カ所の災害が発生したため、災害復旧事業費を増額いたしておりますが、これの計上に伴う変更となっております。

それでは、補正の内容につきまして、補正予算説明書に基づき御説明を申し上げます。

9ページ、10ページの説明は省略いたします。

11ページをごらんください。

歳入でございますが、1款.市税、1項.市民税、1目.個人は、現在の経済情勢から全体的に所得が落ち込んでいる状況であります。当初予算見積もりからは生命保険満期による一時所得が増加したことなどにより増額をいたしております。

12ページをごらんください。

7款1項1目.地方交付税は、普通交付税につきまして、今年度の額が確定いたしましたので増額いたしておりますが、前年度比較で327,959千円の減収となっており、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた現段階での収入見込みでも、特別交付税が総務省からの通知では北海道や東北地方での災害が多額に上っており、前年度比で10%から20%の減額も想定されるということで、前年度に対して約150,000千円から2億円の減収と見込んでおります。

地方交付税と臨時財政対策債が一般財源に占める割合は50%を超えており、これらの減収は財政が苦しくなっている一つの要因となっております。

13ページをごらんください。

9款.分担金及び負担金、1項.分担金、1目.農林水産業費分担金は、県の単独事業で実施する予定でした飯田の大江ため池の改修を現在国への採択要望中の中山間地域総合整備事業での実施に切りかえたため、減額といたしております。また、団体営基盤整備促進事業で実施いたしております音成地区の圃場整備にかかわる分担金につきましては、県の補助金が確定したことにより減額いたしております。

3目.災害復旧費分担金は、8月末の大雨により発生した災害復旧事業の受益者負担金を増額いたしております。

14ページをごらんください。

同じく9款2項.負担金、1目.民生費負担金は、2節で老人の施設措置費の確定見込みにより本人と扶養義務者の負担金を増額し、3節で保育所への入所者が増加していることから保護者負担金を増額いたしております。

15ページをごらんください。

11款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、1目. 民生費国庫負担金のうち、1節. 社会福祉費国庫負担金は、身体障害者の施設支援経費、補装具給付事業費などの確定見込みによる増額でございます。

2節. 高齢者福祉費国庫負担金につきましては、老人施設への入所人員の増加により増額し、3節. 児童福祉費国庫負担金は保育所に入所する人員の増、特に低年齢児童数の増加により大きく増額いたしております。

4節. 児童手当国庫負担金につきましても、歳出事業費の確定見込みから説明欄の児童手当等につきまして負担金を増額いたしております。

3目. 災害復旧費国庫負担金につきましては、8月末の大雨により発生した土木施設1カ所の災害復旧費負担金を増額いたしております。

16ページをごらんください。

同じく11款2項. 国庫補助金、2目. 民生費国庫補助金につきましては、障害者の居宅支援費など事業費の確定見込みにより増額し、5目. 教育費国庫補助金は小・中学校費で事業費の確定見込みに伴う要保護・準要保護児童就学援助費補助金と特殊教育就学奨励費補助金を増減調整いたしております。

17ページをごらんください。

12款. 県支出金、1項. 県負担金、1目. 民生費県負担金のうち、2節. 児童福祉費県負担金は、国庫負担金のところで御説明しましたとおり、保育所への入所者の低年齢児童の増加などにより増額し、3節. 児童手当県負担金につきましても、歳出事業費の確定見込みから説明欄の負担金を増額いたしております。

18ページをごらんください。

同じく12款2項. 県補助金、2目. 民生費県補助金、1節. 社会福祉費県補助金は、重度心身障害者医療費助成経費の確定見込みに伴う増のほか、説明欄の補助金につきまして、歳出事業費の確定見込みにより増減調整をいたしております。

2節. 高齢者福祉費県補助金は、介護サービスの利用者負担軽減措置事業補助金と、すこやか長寿支援事業補助金につきまして確定見込みにより増額し、3節. 児童福祉費県補助金では、特別保育事業の障害児保育事業補助金が一般財源化されたことにより減額するほか、説明欄の補助金を事業費の確定見込みにより増減いたしております。

4目. 農林水産業費県補助金、2節. 農業費県補助金につきましては、補助事業費の決定により水田農業経営確立対策事業補助金など説明欄の4事業につきまして増減調整いたしております。

また、3節. 林業費県補助金では、鹿島市が実施しております海の森整備事業が県の新規事業でありますさが四季彩の郷づくり推進事業に該当したため、補助金を追加するなどいた

しております。

4 節. 水産業費県補助金では、事業費の確定により協業化モデル経営体設置事業補助金を減額いたしております。

8 目. 災害復旧費県補助金は、先ほど来申し上げております 8 月末の農業用施設等の大雨災害に対する補助金を増額いたしております。

19 ページをごらんください。

同じく 12 款 3 項. 委託金、1 目. 総務費委託金は、説明欄のそれぞれの統計調査委託金の確定により減額いたしております。

2 目. 農林水産業費委託金につきましては、各節の説明欄の委託金につきまして、これも確定見込みによりそれぞれ増減調整いたしております。

20 ページをごらんください。

14 款 1 項. 寄附金、3 目. 教育費寄附金は、東亜工機株式会社よりスポーツ振興資金として指定寄附を受けたことにより追加いたすものでございます。

21 ページをごらんください。

15 款. 繰入金、1 項 1 目. 基金繰入金でございますが、9 月の補正予算段階では年間収支見通しの中で財源不足額を約 240,000 千円と見込んでおります。そして、財政調整基金 180,000 千円、減債基金 50,000 千円、公共施設建設基金 10,000 千円を取り崩すことといたしておりましたが、今回確定いたしました普通交付税が当初見込みよりは 50,000 千円程度増額となったことから、今回減債基金を 40,000 千円、公共施設建設基金を 10,000 千円減額いたしております。

22 ページをごらんください。

18 款 1 項. 市債につきましては、8 ページ、第 2 表 地方債補正で御説明いたしました 8 月末の大雨による災害復旧事業の発生に伴う災害復旧債の増額でございます。現計予算額 1,103,400 千円に 2,900 千円を追加いたしまして、補正後の額を 1,106,300 千円といたしております。

以上で歳入の説明を終わり、歳出を御説明申し上げます。

23 ページをごらんください。

2 款. 総務費、1 項. 総務管理費、1 目. 一般管理費につきましては、全庁的に使用する病気休暇や産後休暇代がえの臨時職員賃金や、例規、法令追録代などを増額し、通信運搬費につきましては、所要見込みにより減額いたしております。

12 目. 情報システム管理費は、総合行政ネットワークへ鹿島市、太良町が共同で参画するために必要な経費につきまして増額いたしております。

24 ページをごらんください。

同じく 2 款 5 項. 統計調査費、2 目. 諸統計費は、説明欄に掲げております統計調査 3 事

業につきまして事業費が確定いたしましたので、それぞれの経費を増減調整いたしております。

25ページをごらんください。

同じく2款6項1目。監査委員費は、法令の改正が例年より多く、法令集の追録費用が増額となったため、経費の組み替えを行っております。

26ページをごらんください。

3款。民生費、1項。社会福祉費、1目。社会福祉総務費は、身体障害児補装具給付事業など14年度身体障害者関係各種事業の精算に伴う国、県への返還金を計上いたしております。

2目。身体障害者福祉費では、13節。委託料で精神障害者などのホームヘルプサービス事業を今後見込みにより増額し、19節。負担金補助及び交付金では、説明欄の2事業につきまして、3月までの所要見込み額により増減調整するほか、20節。扶助費で、今後見込みにより身体障害者更生医療費給付費や重度心身障害者医療費助成金の増額を中心に説明欄の事業経費を増減調整いたしております。

27ページをごらんください。

同じく3款2項。高齢者福祉費、1目。高齢者福祉総務費につきましても、経費の確定見込みから増減調整いたしております。このうち主なものを申し上げますと、8節。報償費で、対象者の確定に伴い敬老祝い金を減額し、19節。負担金補助及び交付金では、高齢者の住宅改良件数が増加したこと、介護保険利用者負担軽減額が増加したことなどによりまして、補助金を増額いたしております。

20節。扶助費では、入所者の人数の増により施設措置費を増額し、23節。償還金利子及び割引料でも介護予防、生きがい活動支援事業など14年度各種在宅福祉事業の精算に伴う国、県への返還金を計上いたしております。

28ページをごらんください。

同じく3款3項。児童福祉費、2目。保育所運営費では、13節。委託料で保育所入所児童数の増加など、特に保育単価の高いゼロ歳、1、2歳児の増加などから運営費を大きく増額するとともに、19節。負担金補助及び交付金でも、事業費の確定見込みにより増額いたしております。

5目。児童措置費につきましても、児童手当関係経費で確定見込みにより増額をいたしております。

29ページをごらんください。

4款。衛生費、1項。保健衛生費、1目。保健衛生総務費につきましては、老人保健事業など14年度保健衛生関係事業の精算に伴う国、県への返還金を計上するとともに、3目。老人保健費では、医療給付費の所要見込みの増及び老人保健制度改正による公費負担割合の引き上げに伴う繰出金を増額いたしております。

30ページをごらんください。

同じく4款2項. 清掃費、1目. 清掃総務費では、パッカー車の維持に要する経費を増額いたしております。

31ページをごらんください。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、2目. 農業総務費につきましては、所要見込みによる経費の組み替えを行い、3目. 農業振興費では、事業の確定見込みによる増減調整をいたしております。

このうち主なものを申し上げますと、13節. 委託料で中山間地域総合整備事業の国有地編入測量業務につきまして、次年度での実施といたしたところから減額し、19節. 負担金補助及び交付金でイノシシ被害防止対策として電気牧さくを6台購入する経費を増額いたしております。

4目. 農産対策費につきましては、補助事業費の確定により増減調整をいたしております。

5目. 園芸振興費では、かんきつ類の優良品種への改植を実施する経費を補助事業の確定により増額いたしております。

32ページをごらんください。

6目. 畜産業費では、繁殖用の雌牛の導入事業経費につきまして、補助事業費の確定により減額いたしております。

7目. 農地整備費につきましては、音成地区の圃場整備事業の事業費の確定見込みによる増減調整を行っております。

8目. 土地改良事業費では、飯田、大津江地区のため池災害防止事業につきまして、歳入で申しあげましたとおり、中山間地域総合整備事業での実施といたしたことから委託料を減額いたしております。

33ページをごらんください。

同じく6款2項. 林業費、1目. 林業振興費では、森林（もり）を守る交付金事業などにつきまして、補助事業費が確定したことに伴い増減調整を行っております。

34ページをごらんください。

同じく6款3項. 水産業費、1目. 水産業振興費は、協業化モデル経営体設置事業の確定により補助金を減額いたしております。

35ページをごらんください。

7款1項. 商工費、3目. 観光費につきましては、干潟展望館の厨房施設を更新する必要が生じたため、これに対する補助金を追加いたしております。

36ページをごらんください。

8款. 土木費、2項. 道路橋りょう費は、事業費確定見込みによりそれぞれの目につきまして経費の組み替えを行っております。



37ページをごらんください。

同じく8款5項. 都市計画費、1目. 都市計画総務費につきましては、公共下水道の事業費の確定見込み、及び歳入における消費税還付金の増額などにより繰出金を減額し、4目. 都市公園費では、市民球場のスコアボード修繕費などの計上で需用費を増額いたしております。

38ページをごらんください。

同じく8款6項. 住宅費、1目. 住宅管理費につきましては、市営住宅の修繕費が増額となったことから経費の組み替えを行っております。

39ページをごらんください。

9款1項. 消防費、1目. 常備消防費は、広域消防負担金の確定見込みに伴う増額でございます。

40ページをごらんください。

10款. 教育費、2項. 小学校費、1目. 学校管理費は、所要経費の確定見込みによる組み替えと、消防法改正に伴い、小学校3校で屋内消火栓ホースを購入する経費を増額し、2目. 教育振興費では、説明欄の援助費につきまして確定見込みにより増額いたしております。

41ページをごらんください。

同じく10款3項. 中学校費、1目. 学校管理費につきましては、11節. 需用費で教育用パソコンのスポット保守料などを増額するとともに、18節. 備品購入費で、これも消防法の改正により屋内消火栓ホースを追加計上いたしております。

2目. 教育振興費につきましても、小学校費と同じく説明欄の援助費、奨励費につきまして確定見込みにより増減調整いたしております。

42ページをごらんください。

同じく10款4項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費は、鹿島市史編さん事業の事務経費につきまして、必要経費を増額いたしております。

6目. 文化財保護対策費では、伝統的建造物群保存対策事業につきまして、事業経費の確定見込みにより増減調整いたしております。

43ページをごらんください。

同じく10款5項. 保健体育費、1目. 保健体育総務費では、歳入で説明いたしましたように、東亜工機株式会社からの指定寄附を受け、体育協会へのスポーツ振興交付金を計上いたしております。

44ページをごらんください。

11款. 災害復旧費、1項. 農林水産業施設災害復旧費は、去る8月20日発生した大雨による農地3カ所、農業用施設1カ所の災害復旧費を追加いたしております。

次のページになりますが、同じく11款2項. 土木施設災害復旧費につきましても、8月26

日の大雨による市道1カ所の災害復旧費を追加計上いたしております。

46ページをごらんください。

14款1項1目、予備費につきましては、780千円を減額し、補正後の金額を64,197千円といたしております。

なお、47ページに給与費明細書、48ページに地方債の現在高調書を掲げておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で平成15年度一般会計補正予算(第6号)の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

**○議長(小池幸照君)**

質疑に入ります。5番橋爪敏君。

**○5番(橋爪 敏君)**

5番の橋爪でございます。2点ほどお伺いをしたいと思います。

31ページに農業振興費、中山間地域総合整備事業経費ということで載っておりますので、この中山間地域総合整備事業についてお伺いをいたします。

中山間地域総合整備事業は、中山間地域の特性を生かした農業の展開と豊かで活力ある農村づくりを推進するため、農業生産基盤及び農村生活環境基盤等の整備を総合的に5カ年間で実施することが目的となっているようでございますが、私も以前、このことについては一般質問をして、その中での答弁では、14年度に基本計画の策定、15年度に実施計画の策定、16年度に事業の実施、着手をしないと、こういう答弁がもとされておられましたけれども、ちょっと話を聞くとところによりますと、延びたとかいう話も聞いておまして、この総合整備事業については既に採択もされたものか、あるいは今後のスケジュール等についてお伺いをしたいと思います。

**○議長(小池幸照君)**

中橋農林水産課長。

**○農林水産課長(中橋孝司郎君)**

橋爪議員にお答えいたします。

中山間地域総合整備事業の今後のスケジュール等についてということでお尋ねでございます。

当初、申されますように平成14年度からの計画がありました。それで、現実的にこれは県事業で行いますということで、御存じのとおり、現在、国の財政及び県の財政を含めて非常に厳しい状況になっておまして、現在、鹿島市といたしましては、今年度農林事務所の方と調整をしながら、採択に向けて取り組みを行っております。

市としての予定といたしましては、16年度に実施計画の策定を行いまして、17年度に採択申請を行うということで、18年度着工というような形で今農林事務所と調整を行っておりま

す。これは、あくまでも市が申請の要望を出すわけでございまして、採択は県の方で局の方に出すという形になります。なかなか今日厳しい折でございますので、その条件等についても従来とは大分変わってきておりますし、その辺を含めて今やっているところでございます。

**○議長（小池幸照君）**

5番橋爪敏君。

**○5番（橋爪 敏君）**

ただいまの答弁では、18年度着工ということで答弁がなされましたが、先般、第12回の鹿島市、太良町合併協議会の資料をちょっともらったわけでございますが、この7ページを見ておられますと、鹿島市と太良町の中山間地域総合整備事業の内容がここに載っております。

太良町は13年度から17年度まで、もう既に実施をされておるようでございますが、この事業期間を見ますと、平成17年から21年と書いてありまして、既に事業費の一応の概算でしょうけど、ここに15億円の内訳も聞いておりますけれども、この辺の内容については、一応案でございますが、その辺はどうなっているんでしょうか、お伺いをいたします。

**○議長（小池幸照君）**

中橋農林水産課長。

**○農林水産課長（中橋孝司郎君）**

実際に申しあげました計画といたしましては、実施計画の策定についても国庫補助が伴います。実質的には16年度の実施計画の策定から事業に入っていくという形になりまして、実際ハード事業に入る部分の採択というのが17年度に行うということでございます。

それで、合併の資料にその前の事業の内訳を載せておりましたけれども、つい最近、農林事務所と打ち合わせをしまして、こういう方向でということで話をしています。これも農林事務所段階までの話でございますので、県及び局の方への今からの申請ということになっていきます。

**○議長（小池幸照君）**

5番橋爪敏君。

**○5番（橋爪 敏君）**

この中山間地域総合整備事業につきましては、極力全力を挙げて取り組んでいただきますように重ねてお願いを申し上げておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

2点目は、同じく31ページに有害鳥獣（猪）被害防止対策事業補助金というのが載っております。きのうは私は鳥獣保護の方でお伺いをしましたが、規制緩和の中でイノシシについては今後特区についての申請をしたいという答弁をしていただきましたので、その辺はぜひひとつそういう方向でお願いをしたいと思っております。

それで、きょうは対策の方でここに載っておりますので二、三お伺いをしますが、有害鳥獣の先ほどの説明では、電気牧さくを6台追加したということでございますが、これは16年

度事業になりますかね。それで、全部で何台になりますか、その辺をお伺いします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

橋爪議員にお答えをいたします。

今回の補正に上げております分は、15年度の事業でございます。これはたまたま藤津鹿島の協議会の中でしない、残ったところの市町村があったので、ぜひ市内の皆さんからの要望もございまして、議員からの申し出もございましたので、ぜひ今回は補正をして上げるということで、それで、議員申されておりました16年度の要望がもう既に確定をされて、その枠がないということでございますので、当初は来年度も50台で一応予定をいたしております。

（「今、全部で何台ですか」と呼ぶ者あり） ことしですか。プラス今回の6台分ですから、56台。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

そしたら、これもこの前ちょっとお願いをしたわけですが、16年度は申し込みをとったのが100台近くあるという話も聞いておまして、県では50台しかできないと。この前は増額の要望もしたいという答弁をなされておりましたが、その後、50台しかできないのか、幾らかでも増額——16年度ですよ、できるのか、その辺の考えを、あるいは市単独でも何か考えがあるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

16年度の予定ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、現在の枠では50台ということになります。それで、今のところ、協議会、また県を含めて、また農協の方にもその枠を広げるように現在お願いをしているところでございますけれども、何せどこの市町村でも要望があるということで、現在のところは従来枠の50台ということで申請をいたしたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

関連いたしまして、最後にお伺いをいたしますけれども、これも合併協議会の12回目の資料の中で、農業振興事業費補助金ということでここに太良と鹿島の比較が載っております、

有害鳥獣駆除対策事業、これは国、県に基づいて実施される事業については、鹿島市も太良町も実施をされております。しかし、単独事業では、有害鳥獣駆除対策事業では鹿島はゼロになっておりまして、太良町はこれに単独で取り組んでおられます。太良町に聞いてみますと、これはイノシシを捕獲した場合に1頭10千円報償金をやると、こういうことになっているようですが、まだ合併はしても17年になるわけですから、来年度はまだこれから予算を組まれると思います。そういうことで単独でこういう報償金等の考えはないのか、16年度ですね、お伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

先ほどの太良町の単独補助の状況ということですが、確かに議員申されますように、捕獲に対する助成を太良では単独でされております。それで、現在のところは、鹿島の場合は1匹5千円ということに一応なっていますが、この合併に伴いまして、合併協議会の中でも私たち農林水産の担当の中では新市になってからその辺を協議していきたいということで取りまとめをさせていただいておりますので、新しくなった段階でその辺を検討したいと思えます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

14年度ですかね、県内で約1万頭のイノシシが捕獲されたと。鹿島市内では170頭捕獲されたということをこの前聞いたわけですが、最近、一部能古見の能美の郷でそれを加工して売られた経緯もあったようですが、イノシシを捕獲されたものの加工、あるいは鍋とか、いろいろ地区ではやっている。そういうふうな後の処理についての指導等はされているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

イノシシの捕獲後の処理については、捕獲をされた方が直接に売買をすとか、自分で処理をすとかいう形で現在行っていますが、一部では商品として出されている人もおられるようです。以前、能美の郷でイノシシのレトルト食品の試作をされたようですがけれども、なかなか商品的には出回らなかったという部分もございます。

それで、今後、一応うちで予定をしているのは、御存じのとおり、自然の館が市の方に移

管されます。今話をしているのは、能古見の振興会の方で何とかという話をやっている中で、そういう鹿島のとれる部分を調理をして出すとか、そういう一つの方向も今後検討されていくだろうというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

イノシシの被害というのは、農家にとっては本当に深刻なものでございまして、ことしもちらほらあちこちで被害があったということを知っておりますが、9月議会でしたか、市長の方から、イノシシ対策については抜本的な対策をやっぱりせにゃいかんということで答弁をいただきましたが、今後、抜本的な対策は何か考えておられるか、もしありましたら市長の方に答弁をお伺いしたいと思います。

それで終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

抜本的な対策をと言ったということをちょっと今覚えておりませんが、要するに私が申し上げましたのは、県の補助の枠が鹿島市の需要に対して足りない。ここに着眼をいたしまして、市単独というものも今財政がこういうふうですので、農協さんも一部加勢してくんさいと、こういう交渉を農協とみなさいということでありますが、今確認しましたら、農協さんも検討中ということでありますので、そのあたりがうまくいきますと、農協さんと市と県の枠外でも検討させていただきたいと、こういうことでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。1点だけお尋ねをしたいと思います。

15ページと28ページに関連しますが、保育所の件でお尋ねをしたいと思います。今回の説明では低年齢の子供たちの入所が多くなったということでの増額ということで説明を受けましたが、今までずっと振り返ってみますと、こういう状況というのは珍しいんじゃないかなという気が私はしております。

ここでお尋ねをいたしますのは、こういう現象が生まれたというのは何が原因だとお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。

こういった現象につきましては、はっきりした検証をしておりませんが、折からの経済的な状況、それから社会的な背景というものがあるかと思えます。

ちなみに今年度当初で大体60名台であったと思います。12月1日現在で84名のゼロ歳児がおります。やはり経済的な状況が厳しいという面で、子供が小さくても、ゼロ歳でも産休明けから働きに出なくてはならないというふうになったのもあるかと思えます。推定ですが、そういうところです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今お答えいただいたわけですが、私も一番の大きな要因は、今日の経済不況の中で子供が小さくても働きに出なくちゃいけない状況というのが非常にふえたことにあると思います。もう一点は、もちろん女性の社会進出というのが進んできたという面もありますが、特にそういう今のリストラだとか、それからサービス残業などによっての収入減ですね、そういうのが非常に大きな影響をしている。さらには、そういうのが影響しまして、母子家庭というものもふえていっているというのは現実的な問題だと思いますが、ここで私がどうして問題として取り上げたかといいますと、実はそういう中で女性が今子供を抱えて仕事をするということになりますと、今は普通でさえ職場というのがないわけですね。職が非常にないわけです。子供を抱えながら仕事を探すということになりますと、ある程度の収入を得るためには営業の仕事だとか、また、昼間安い賃金で働いていますと、それだけでは足りないということで、どうしても夜のサービス業その他働きに行かなくてはいけない。最近は女性もサービス業だけでなく、深夜まで働く場所も鹿島にもあるわけですが、そういういろんな社会情勢の中で一番問題になっているのは、夜の子供の保育の問題ですね。それから、病気をしたときの問題、さらには日曜祭日の問題です。

今は本当に日曜とか祭日とかいうことは関係なく働きに行かなくてはいけないという状況もあります。特に子供が病気になったということで休みでもすれば、働きたい人はいっぱいおりますから、あとは職場がなくなるというような、極端みたいですが、そういう現象というのは大いにあるわけですね。これを考えますと、本当に子供を抱えながら一生懸命頑張って生活していこうという女性が安心していくためには、今私が指摘をしましたように、病気のときの保育、それから夜間の保育、さらには日曜祭日にも何とか対応できるような、そういう保育所というのがこれまでとまた違った形でどうしても必要になってくると思いますが、もちろん夜間保育については、以前から私も再三取り上げはしてきたわけですが、そういう現象がありますので、そういう点について何らかのお考え、対応策というのをもちななかどうか、お答えをいただきたいと思えます。

**○議長（小池幸照君）**

峰松福祉事務所長。

**○福祉事務所長（峰松光夫君）**

お答えいたします。

これまでもこの議会でたびたび取り上げられたところがございます。夜間、あるいは病気  
のとき、日曜祭日、こういうときに保育所に預けたいと、こういうニーズというのがやはり  
大変多いところです。さきにエンゼルプランを策定したところですが、その中でも保  
護者の要望というのが非常に多いようでございます。それで、そのエンゼルプランの中でも  
幾つか今後取り上げていかななくてはいけない、具体化していかなければならないというよう  
なことで目標を定めているところです。

それから、次世代育成支援対策推進法ですか、これに基づきまして、現在、小学生以下の  
子供を持っている保護者、ゼロ歳児までですが、こういう方を対象に「子供を育てる上での  
支援策について」というようなことでアンケート調査をしているところです。その中でも今  
幾らか回収されているところですが、こういう3点のほかにもいろんな要望が出されている  
ようです。

こういう要望を受けて、今後、16年度が次世代育成関係の行動計画を策定するというこ  
とになっております。それで、4月じゅうには県、あるいは国の方に具体的なサービス量を把  
握して報告せろということになっております。そういう関係もあって、今後、次世代対策関  
係で国の方から国全体の需要量を把握して、そして、具体的な施策が講じられてくるとい  
うふうに思います。それが、いわゆる次世代法では17年度から10年間の時限立法というふう  
になっておりますので、その中で集中的に財政が投入されると、こういうふうに私どもとし  
ては考えておりますので、その後、17年度以降にはほとんど具体的な方策として出てくるの  
ではないかというふうに考えております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

今御答弁いただきましたが、遅いんですね。来年計画をつくって取り組んでと、今なん  
ですよ。今をどうするかという問題なんですよ。本当に私も最近聞きましたが、例えば、  
夫婦そろっている家庭でも若い世帯の収入というのが今非常に落ち込んでいると。例えば、  
ある企業誘致の会社に働いている30代の男性でしたが、どれくらいの収入ですかと聞いたん  
ですが、夜間の仕事をして手取りが100千円ないわけですね。さらに、そういう中で子供を  
2人、3人育てていくということになりますと、今日の状況の中では少々頑張っても足りな  
いということで、奥さんが仕事に出るというような状況にあります。



それから、子供を抱えた母子家庭のところでは、女性の方が今少々働きに出ても60千円、70千円ですね。子供がおりますから、いろんな形で休むときも多いわけで、そういう人たちにはほとんど日給月給というような、そういう状況ですから、有給休暇の制度もありませんし、全くの保障のない中で働いていらっしゃるということで、非常に収入は低いわけですね。

今、特にこういう社会情勢の中で私たちのちっちゃいころと言ったらおかしいですが、ちよっと見とってくれんですかと隣近所に頼まれる状況がありました。最近では住宅の構造その他の問題もありまして、なかなかそういう形の、向こう三軒両隣が家族のようなおつき合いをするということもなかなか困難な状況にあると。ましてや、今本当に全国のニュースの中で子供たちが非常に不安な中に置かれているというような、いろんな事件も起きていますしね、ましてや、母子家庭でお母さんが仕事に出ている間に火災などによって不幸な事故が起きるといような、いろんな問題が今発生しているわけですね。

そういう問題を考えますと、やはり私が先ほど指摘をしましたように、お母さんたちが夜でも働きに行けると。また、日曜祭日でも仕事ができるというような、そういう条件づくりをするということは、これこそ自治体の仕事だと思うんですよ。こういう保育所の運営というのを途端に民間にお願いするというのはいろいろ困難なこともあると思いますが、私は市営の保育所こそ、こういう問題について要求があれば即座に対応ができる問題じゃないかと思いますが、この件については市長のお考えをお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この保育料で、鹿島市は実際国の基準からいいますと補助をしているわけですね。先ほど太良町との合併協議の云々とありましたが、太良町との合併協議の中で両方データを突合した段階であります。国の保育料の徴収基準に対して鹿島市は82%徴収をしております。太良町は87%徴収をしております。つまり、保育料に対して鹿島市は18%の補助をしておりますし、太良町は13%の補助、ということは太良町の個人負担より鹿島市の保護者の個人負担というのは5%少ないと。ですから、保育料に関しては鹿島市はるかに太良町より優遇と申しますか、手厚くやっているということでございますので、こういうところで鹿島市はちゃんとしているというふうに思います。（「全く違うじゃないですか、答弁が。質問に的確に答えてくださいよ。聞きよらんとですか」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私が言いましたのは、今日の情勢の中で今回の補正というのはゼロ歳、1歳、2歳という低年齢の子供たちが余計入ってきたんだというような説明がありましてね、これは今日の社会情勢の中でこういう結果が生まれたんだと。今の中では女性が子供を抱えて働くには、非常に十分な条件がないと。今必要なのは、子供が病気になったとき、また、どうしても夜に働かなくちゃいけない、日曜、祭日も働かなくちゃいけないというような状況があるんだと。このときにこういうことの要求が実現できるような保育所が必要なんだけど、民間の保育所では、直ちにこれをやろうというのは非常に困難だと。これを受け入れることができるのは、その立場に立ちさえすれば、公立の保育所ではやれるんじゃないかと。市長はそのことについてどう思いますかと。先ほどから課長が答弁されているとき、市長は後ろを向いてずうっとおしゃべりされていたんですよ。ちゃんと聞いてくださいよ。真剣な問題なんですよ。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

それは質問の趣旨はわかっておりましたが、鹿島市は先ほど来、課長の方からお答えしております。そして、鹿島市はしかし、全体的に言えば、決してそういうものに手薄くしているんじゃないということを私は申し上げただけです。十分総合的にいろんな検討をさせていただく、こういうことであります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

もう少しね、こちらも具体的に質問をしておりますし、具体的に今鹿島市の子供を持って頑張っているお母さんたちの状況がこう出ているときにね、今のような抽象的な答弁——やっていますと。それはやっていますよ。しかし、それではどうしようもないんだと、今ね。本当にそういう状況ですよ。だから、何とか市立の保育所でもそういう受け入れをするような体制ができないかと私は思いながら、そのことを質問しているんですよ。それを今のようなね、あいまいですよ、答弁が。もう少し真剣に答えてくださいよ。市内のお母さんたちがどういう状況をされているか、見てくださいよ、もっと、本当に。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今、御提案をいただいているわけで、いろんな面から検討をしなければ結論は出ません。で、いろいろ検討をさせていただきますと言っているわけです。

○議長（小池幸照君）

松尾議員に申し上げます。

質疑につきましては3回までとなっておりますので、御注意を申し上げます。

○20番（松尾征子君）

はい。最後に言います。

私は今々提案した問題じゃないんですよ。夜間保育だって何年間提案していますか。そういうのをしないで、今々提案されてということじゃないですよ。例えば、今々提案されたって、大変な状況があるときには、それにちゃんと対応するのが自治体の仕事です。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかに。2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

1点質問させていただきます。

教育費に関することです。これに関連してですけど、市内の各小・中学校の敷地内の建物、校舎並びに体育用施設など、この点検は1年に何回ぐらい行われているのでしょうか。また、その際、老朽化や破損などがわかった場合、生徒に危険を及ぼすなど感じるような箇所があった場合、どのように対処されているのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

伊東議員にお答えいたします。

小・中学校の施設の点検ということでございます。

施設の点検につきましては、毎年4月、5月ごろに学校の方から改修の要望ということで報告を受けておりますし、また、その報告に基づきまして、教育長、私、そして施設担当で各学校を訪問いたしまして、逐次点検をいたしておるところでございます。

その点検をした後の改修計画でございますけど、教育委員会の改修計画といいますのは、まず児童・生徒に及ぼす危険性、そして、緊急に改修をしなければならない、そういう順位づけをいたしておりまして、それに基づきまして改修を随時行っているということでございます。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

ありがとうございました。御答弁の中で4月から5月ごろ、学校の方から要望を受けた部分について、教育長並びに課長が同行すると。そして、危険箇所、優先順位をつけてそれをしていくということですが、それでは一つお聞きをいたします。

西部中学校のグラウンドにトイレがございます。校舎から出てグラウンドに向かって右側

にあります、これはPTAの役員の方から早急に修理をしてほしいという要望がございましたので、私も現場を見てきました。非常に悲惨な状況でございます。

まず、女子トイレが三つありまして、三つのうち二つの便器が壊れております。取っ手は三つとも壊れていて、内側からかぎもかけられない。そして、男子のトイレ、これは小便器の方が三つあって、このうち二つが壊れている。大便所の方も取っ手が壊れていると。そしてまた、このトイレは電気がつかない。夕方このような暗い冬場になりますと、多分5時以降は使用することはできないでしょう。非常にこれは女子生徒にとっては危険なトイレという感じがいたしました。

先ほど4月、5月ぐらいに要望があった場合点検をするということでしたが、ここのあたり、こちらのグラウンドのトイレは点検をされたのか。それと、PTA役員並びに学校からも多分これは要望が出ているんじゃないかと思いますが、早急にこれは修理等をする必要があると思いますが、どのように考えていらっしゃるのか。特にこの西部中学校の場合は、少子化と言いながらも、1学年8クラス近くあるマンモス中学校には変わりはありません。生徒たちは昼休みや部活中、グラウンドで活動しているとき、用足しをしたいというときには体育館のトイレまで走っていかなければ用を足せない状況でございます。この辺について御答弁をお願いいたします。

**○議長（小池幸照君）**

北村教育次長。

**○教育次長（北村和博君）**

西部中学校南側のトイレの補修につきましては、私どもも最近現場を見させていただきました。この西部中学校の南側トイレにつきましては、これまでに学校の方から改修要望ということで上がってきておりましたけど、昨年まではクラブ活動の石灰とか、ライン引きとか、そういうものを置くような物置状態になっておりました。そういうことで、本来のトイレにしようじゃないかということで学校でも努力をしていただきまして、ことしはトイレとして活用している状況が6月ごろまでは、私たち教育長も含めて現場を視察したときはそういうことで使用可能になっておりました。

それで、伊東議員の方から御指摘があって現場を確認したところ、さっき言われましたように、ちょうつがいとか、取っ手とか、かぎが全く機能していないという状況で、女子生徒につきましては使用ができる状況ではないということで判断をいたしております。このことにつきましては、早急に修理をしたいというふうに考えておるところでございます。

また、照明につきましては、学校の開校当時から電気照明設備につきましては設置をしております。その理由につきましては、学校のクラブ活動につきましては、夏場で6時半、冬場で5時半に終了するためにトイレに照明は必要ないのではないかという判断と、そして、トイレの近くに照明がございます。水銀灯が設置してありますので、その周辺の明るさにつ

きましては、その照明で対処することができるということですね。そして、先ほど伊東議員も言われましたように、体育館の東側に水洗のトイレがございますので、子供たちにつきましては、何かあったときはそっちのトイレを使用しているという状況でございます。

**○議長（小池幸照君）**

2番伊東茂君。

**○2番（伊東 茂君）**

答弁をいただきましたが、私は夕方の4時半ぐらいに見に行きました。それで、私は非常に暗い感じがしましたし、水銀灯があるということですが、水銀灯の明かりだけで本当に危険性を解除というか、それができるのか、私はちょっと疑問に感じます。しかし、まず学校側並びにPTAの要望としては、早急に使用できるような状態にということですので、そちらをお願いしたいと思います。

そして、今回の一般質問におきましても、徳村議員の方から学校での危機管理という部分で質問がございましたが、私ももし何か事故が起きてからいろいろ取り組んでも、すべて後手後手に回ってしまい、ますます批判を受けることになるでしょう。ですから、こういうふうなところには十分に今後配慮をしていただき、対処をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

私も西部中学校に過去に勤務をしておりましたので、その状況につきましては十分つかんでおります。その都度、必要な修理というのは対応してきたんです。なかなか同じことの繰り返しになっているような状況なんですね。特に女子トイレにつきましては、行かれた方は大体おわかりと思いますが、何と申しますか、やや利用しづらい状況にあるということもやっぱり事実ですね。

したがって、例えば、土曜、日曜等の試合のときに応援に来られる大人の方、あるいは大人の大会もありますから、そういう方々は利用されているという実態はありますけれども、私が今特にやっていることは、掃除を徹底的に、とにかくトイレをきれいにしてくださいということで、見に行っただければわかると思いますが、今はきれいになっていると思います。これはやっぱり利用しやすい環境をつくるということが非常に大事なことで、まずそのことに今努めているところです。

そして、ただ外にあるトイレというのは、皆さん大体おわかりだと思いますが、往々にして雑に扱われる傾向というのはありますね。公園にしても、どこにしてもそうでしょう。だから、どうしても子供たちへの指導は徹底はいたしますけれども、やはり大人サイドのマナーというものも、この際ひとつ御協力をいただきたいというふうに思っております。

電気につきましては、先ほど次長の方からもありましたように、学校の意向も確かめましたけれども、やっぱり基本的には必要ないということでもあります。ただ、その他の必要な修理等につきましては、見ばえよりも頑丈にということで、相応の対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第74号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第74号は提案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第75号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2、議案第75号 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

それでは、議案第75号 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書は21ページでございますが、別冊の補正予算書（第2号）の方で御説明をいたします。

今回の補正につきましては、歳入は消費税還付等による諸収入の増額と、それに伴います一般会計繰入金の減額及び事業の進捗に伴う建設事業費の組み替えでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条第1項の、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ787千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,123,509千円とするも

のでございます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条の地方債の補正は、4ページの「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、歳入から御説明いたします。7ページをお願いいたします。

3款1項. 国庫補助金、1目. 公共下水道費国庫補助金50千円の増は、補助事業の確定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

4款. 繰入金、1項. 一般会計繰入金、1目. 一般会計繰入金の5,186千円の減額、これにつきましては、消費税及び地方消費税還付金の増額に伴い繰入金を減額するものでございます。

6款. 諸収入、2項1目. 雑入の7,023千円でございますが、これは先ほど申し上げました消費税及び地方消費税還付金の確定によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

7款1項1目. 公共下水道事業債1,100千円の減額は、建設事業費の組み替えによる減でございます。

次に、歳出について御説明いたします。11ページでございます。

1款1項1目. 総務管理費は700千円の減額をしております。これは8節. 報償費200千円の増額、これは受益者負担金の一括納付報奨金がふえたことによる増額でございます。

13節. 委託料につきましては、下水道台帳作成委託料の確定によるものでございます。

2目. 維持管理費は、11節. 需用費、修繕料でございますが、1,522千円の増額をお願いするものでございます。

次に12ページ、1款2項1目. 建設事業費35千円の減額でございます。これは事業の進捗に伴います予算の組み替えで、事業全体の増減調整をいたすものでございます。

主なものとしては、13節. 委託料の確定により19,830千円、22節. 補償補填及び賠償金の3,000千円を減額して、15節の工事請負費へ組み替えをするものでございます。

13ページに地方債に関する調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

討論を終わります。

採決します。議案第75号 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（小池幸照君）**

起立全員であります。よって議案第75号は提案のとおり可決されました。

**日程第3 議案第76号**

**○議長（小池幸照君）**

次に、日程第3 議案第76号 平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。平尾保険健康課長。

**○保険健康課長（平尾弘義君）**

議案第76号 平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書は22ページでございますが、別冊の補正予算書により御説明申し上げます。

1ページをお開き願いたいと思います。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の補正について掲げております。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,260千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,134,816千円といたすものでございます。

2項では、歳入歳出予算の補正について、予算書は2ページから3ページについて掲げております。

事項別明細書により御説明申し上げます。6ページをお開き願いたいと思います。

今回の補正は、それぞれ所用額の見込みなり確定により増減調整をいたす補正でございます。

それでは、1款 国民健康保険税、1項1目でございますが、国民健康保険税につきましては、地方税法の改正及び景気の低迷によります影響等により、前年度当初に比べ約10.9%の減収を見込んでおりましたが、現調定額の状況を見まして5.6%、金額にいたしまして41,000千円の増額補正をお願いいたしております。

次、7ページをお開き願いたいと思います。

3款1項の1目でございますが、事務費負担額並びに療養給付費の負担額でございますが、



これはそれぞれ説明欄に掲げておりますが、交付決定によります増額の補正でございます。

次、3款2項1目、財政調整交付金でございますが、これも租税交付決定によります減額補正でございます。

次、9ページをお開き願いたいと思います。

4款1項の1目でございますが、これは支払基金からの交付決定により増額補正をいたすものでございます。

次、10ページの歳出で御説明申し上げます。

2款1項の1目、一般被保険者療養給付費並びに2目の退職被保険者等療養給付費でございますが、それぞれ所要見込み療養費、あるいは標準負担額の差額で増額補正をお願いいたしております。

次、11ページをお開き願いたいと思います。

2款5項の1目、葬祭費でございますが、当初予算では200件程度お願いいたしておりますが、今回52件の増額の補正をお願いいたしております。

次、12ページ、3款、老人保健拠出金でございますが、1項1目、あるいは2目、それぞれ支払基金確定によります補正でございます。

次、13ページ、4款1項1目、介護納付金でございますが、これも確定によります補正でございます。

あとは予備費でございますが、これは財政調整という財源の調整額でございます。

以上でございます。よろしく願いしておきます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第76号 平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第76号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第77号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4．議案第77号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第4号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

議案第77号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案書は23ページでございますが、別冊の補正予算資料によりまして御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、昨年10月の保険制度の改正によりまして、公費負担割合が5年間で段階的に50%に引き上げることになりました。現在、老人医療費のうち62%は支払基金の交付金で賄われておりますが、あとの残りは38%になりますが、公費、いわゆる国、県、市で負担をいたしているところでございます。

今回の補正では、支払基金交付金を本年3月から9月までの医療費については70%から66%へ、10月分以降につきましては66%から62%へ、それぞれ4%ずつ減額をいたしました。また、これにあわせて、国、県、市の公費負担割合が4対1対1でございますが、これにつきましても、9月までの分につきましては30%が34%へ、10月分以降につきましては34%が38%へ、それぞれ4%ずつ引き上げ、調整を行ったところでございます。

それでは、1ページをお開き願いたいと思います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の補正額でございます。総額にそれぞれ98,960千円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ3,794,026千円といたすものでございます。

次、6ページの歳入から御説明申し上げます。

1款1項1目の医療費交付金でございますが、これは先ほど当初の補正につきましても概略を申し上げましたが、公費負担の増に伴いまして、支払基金からの交付金が減になるため減額補正をいたしているところでございます。

次、7ページでございます。

2款1項1目の医療費負担金でございますが、基金からの減額を国並びに県、一般会計繰り入れということで増額に伴うものでございます。ページが7ページ、8ページ、9ページとなっておりますが、公費負担割合の増に伴う補正でございます。

それから次、10ページの歳出をお開き願いたいと思います。

1款1項1目でございますが、今回の補正は説明欄にも書いておりますが、国民健康保険連合会の電算共同処理手数料及び支払基金の保険者別の医療費通知事務手数料の増額に伴います増額補正でございます。

次、11ページをお開き願いたいと思います。

2款1項1目。医療給付費でございますが、医療給付の事業につきましては、支払基金及び国保連合会に支払う医療費等の増額でございます。

2目。医療費支給費でございますが、これは備考欄に書いていますとおりでございます。説明を省略します。

次、4目の高額医療費でございますが、昨年度の制度改正によります償還払い額を所要見込みにより増額いたすものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく願いしておきます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第77号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第4号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第77号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第78号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5。議案第78号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

議案第78号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約について御説明を申し上げます。

議案書は、24ページ、25ページになります。

戸籍事務の電算化につきましては、これまで杵藤電算センターでの取り組みがなされておりましたので、電算センターではこの戸籍システムの導入について、これまで協議を重ねてまいったところでございます。これがようやく、さきの12月3日に開催されました電算センター運営委員会において、来年度から各市町が共同で取り組むことが確認されたこと

ろでございます。

このため、新たなこういった戸籍システム等の導入をする場合には、組合の規約の改正をしなければなりません、この規約を改正するに当たっては、まずもって構成する各市町の議会の議決が必要となりますので、地方自治法第 290 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、その内容について御説明をいたします。

説明資料の 5 ページをお開きください。

これは規約の新旧対照表でございますが、第 3 条第 6 号中「管理運営」の次に、下線部の「（戸籍事務に係る中央処理装置の管理を含む。）」を加えるものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第 78 号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第 78 号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程を終了いたします。

明 18 日は休会とし、19 日は文教厚生委員会の開催、20 日から 24 日までは休会とし、次の会議は 12 月 25 日午前 10 時より開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会します。

午前 11 時 31 分 散会